

資料1

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点に関する作業部会
特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会
(第7期-第6回)H26.9.30

特色ある共同利用・共同研究拠点に 関する今後の審議の進め方について

平成27年度からの「特色ある共同利用・共同研究拠点」の認定等の今後の進め方

【これまでの経緯(第7期)】

- 公私立大学における「特色ある共同利用・共同研究拠点」の文部科学大臣認定については、平成25年度6拠点、平成26年度5拠点を認定。
- 認定拠点に対しては、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」において、補助金による「スタートアップ支援」がなされている。認定・支援状況については、別紙「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 平成26年度支援拠点一覧」を参照。

【平成27年度からの共同利用・共同拠点の認定に係る審議について】

- 平成27年度の「公募」については、公私立大学が設置しようとする「特色ある共同利用・共同研究拠点」のみを対象とし、国立大学を対象にした公募は実施しない。なお、国立大学等も含めた今後の共同利用・共同研究の在り方については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会等において審議がなされている。
- 平成27年度公募に係る審議に当たっては、昨年度に引き続き、専門委員会が定める審議基準等(本日の専門委員会において審議)に基づく書面審議、ヒアリング審議、合議審議を実施する。

【「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会における審議について】

- 補助金による「スタートアップ支援」に係る審議については、本専門委員会における拠点認定に係る審議と並行して、推進委員会において実施。
- 平成27年度概算要求状況については、別紙「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(27年度概算要求)」を参照。平成27年度新規採択予定件数は5件程度、支援期間は3年間、支援規模は1拠点当たり4,000万円程度を予定(予算の状況によっては、事業内容に変更の可能性がある)。
- 平成27年度公募に係る審議に当たっては、昨年度に引き続き、推進委員会が定める審議基準等(本日の推進委員会において審議)に基づく書面審議、合議審議を実施する。

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 平成26年度 支援拠点一覧

■平成25年度認定拠点

大学種別	大学、研究所名	研究所名	拠点名	分野	補助金による支援期間 (予定)	文部科学大臣認定期間
公立	和歌山県立医科大学	みらい医療推進センター	障害者スポーツ医科学研究拠点	疫学・予防医学	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	東京農業大学	生物資源ゲノム解析センター	生物資源ゲノム解析拠点	生物資源ゲノム解析	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	法政大学	野上記念法政大学能楽研究所	能楽の国際・学際的研究拠点	芸術一般	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	東京工芸大学	風工学研究センター	風工学研究拠点	風工学、建築環境・設備、建築構造、都市計画	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	愛知大学	三遠南信地域連携研究センター	越境地域政策研究拠点	社会システム工学・安全システム	平成25～27年度	平成25～30年度
私立	京都造形芸術大学	舞台芸術研究センター	舞台芸術作品の創造・受容のための領域横断的・実践的研究拠点	芸術一般	平成25～27年度	平成25～30年度

■平成26年度認定拠点

大学種別	大学、研究所名	研究所名	拠点名	分野	補助金による支援期間 (予定)	文部科学大臣認定期間
公立	大阪市立大学	都市研究プラザ	先端的都市研究拠点	複合領域、人文学、社会科学	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	明治大学	先端数理科学インスティテュート	現象数理学研究拠点	数物系科学、数学、数学基礎・応用数学	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	立命館大学	アート・リサーチセンター	日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点	文化情報学	平成26～28年度	平成26～31年度
私立	昭和大学	発達障害医療研究センター	発達障害研究拠点	複合領域、脳科学、基盤・社会脳科学	—	平成26～31年度
私立	中部大学	中部高等学術研究所国際GISセンター	問題複合体を対象とするデジタルアース共同利用・共同研究拠点	地球情報科学、地球人間圏科学、継続可能システム	—	平成26～31年度

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(27年度概算要求)

平成27年度要求・要望額 : 482,700千円
 うち優先課題推進枠要望額 : 179,269千円
 (平成26年度予算額 : 279,974千円)

事業目的

- 従来にない特色ある研究分野において、優れた学術資料、研究設備等を有する潜在的研究力の高い公私立大学の研究所等の研究資源を、大学の枠を超えて研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を目指す。

背景・課題

- 平成20年7月の学校教育法施行規則の改正により、国公立大学の研究所等を文部科学大臣が「共同利用・共同研究拠点」として認定する制度が創設され、従来、国立大学等を中心として実施されてきた全国共同利用の取組(個々の大学の枠を超えて、優れた研究設備や学術資料等を全国の研究者が活用して共同研究を行うシステム)を公私立大学にも拡大。
- 平成26年4月現在、文部科学大臣認定された拠点は、国立大学77拠点に対し、私立大学16拠点、公立大学2拠点となっており、法人化以前から共同利用・共同研究体制を整備してきた国立大学等と比べて、公私立大学への拠点制度の定着は不十分な状況。
- 公私立大学には、未だ共同利用・共同研究拠点として認定を受けていない、建学の精神に基づく特色ある研究所や、研究者コミュニティから高い評価を得ている研究所等が多数存在しており、これらの潜在的な研究力が高い研究所等が保有する研究資源を、大学の枠を超えて広く活用することが喫緊の課題。
- 「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、大学等が我が国の研究力・人材力強化の中核的な拠点として必要な役割を果たすことが出来るよう、分野融合の推進や国内外に開かれた施設・設備の共用等を進めることとされている。

事業概要

- 文部科学大臣認定(6年間)を受けた「共同利用・共同研究拠点」を対象に、スタートアップのための初期投資について、補助金による支援を行い、共同利用・共同研究拠点の量的・質的拡充を図る。
- 共同利用・共同研究の経費(旅費、研究費)、学術資料や研究設備の整備費、拠点としての体制整備(情報提供、高度な専門能力を持った人材の確保)に要する経費等を支援する。

■ **支援対象:** 公私立大学(学校教育法第2条第2項)の研究施設で、「共同利用・共同研究拠点」の文部科学大臣認定を受ける拠点が実施する、**拠点の環境・体制整備に係るスタートアップのための事業計画**
 ■ **平成27年度新規採択拠点(予定):5拠点** ■ **支援期間:3年間** ■ **支援規模:1拠点当たり4,000万円程度**

平成26年度継続支援9拠点	平成25年度採択拠点	平成26年度採択拠点
	和歌山県立医科大学「障害者スポーツ医科学研究拠点」	大阪市立大学「先端的都市研究拠点」
	東京工芸大学「風工学研究拠点」	
	東京農業大学「生物資源ゲノム解析拠点」	明治大学「現象数理学研究拠点」
	法政大学「能楽の国際・学際的研究拠点」	
	愛知大学「越境地域政策研究拠点」	立命館大学「日本文化資源デジタル・アーカイブ研究拠点」
	京都造形芸術大学「舞台芸術作品の創造・受容のための領域横断的・実践的研究拠点」	

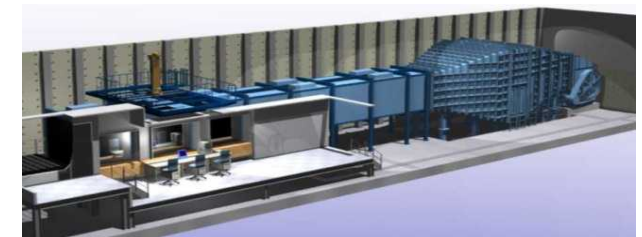


京都造形芸術大学「京都芸術劇場・春秋座」

共同利用・共同研究拠点

46大学95拠点(国立29大学77拠点、公私立17大学18拠点)

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	36	公私立	理・工	4
	医・生	30		医・生	3
	人・社	11		人・社	11
計		77	計		18

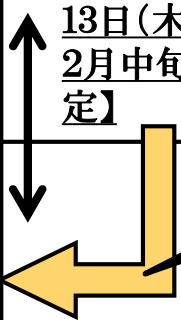


東京工芸大学「大型乱流境界層風洞」

特色ある共同利用・共同研究拠点に関する審査等スケジュール(案)

	専門委員会		推進委員会
	平成27年度 新規拠点の認定に係る審議	【参考】 審査意見書	平成27年度 スタートアップ支援(補助金) の採択に係る審議
平成26年9月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 30日(火)【本日】第7期第6回専門委員会 ○審議の方向性について決定 </div> 30日(火)【本日】公募開始、事前相談受付開始		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 30日(火)【本日】推進委員会(第6回) ○公募、審議の方向性について決定 </div> 30日(火)【本日】公募開始
10月	↓		↓
11月	5日(水) 事前相談受付終了 6日(木)～11日(火) 申請書受付期間 【書面審議】 13日(木)～12月10日(水)【予定】	審査意見書の作成 13日(木)～12月中旬【予定】	6日(木)～11日(火) 申請書受付期間
12月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 19日(金)第7期第7回専門委員会 ○書面による審議(合議) ○ヒアリング審議候補決定 </div>	↓ ↓ ↓	【書面審議】 19日(金)～1月13日(火)【予定】
平成27年1月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 23日(金)第7期第8回専門委員会 ○ヒアリング審議、合議審議 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 23日(金)推進委員会(第7回) ○合議審議 </div>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: auto;">認定通知発出</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: auto;">採択候補決定</div>

審議への活用



【参考】

共同利用・共同研究拠点制度の概要

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の概要

創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、研究設備や資料・データ等を全国の研究者が活用して、共同研究を行うシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献
- こうした共同研究システムは、従来、国立大学の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要
- このため、平成20年7月に、学校教育法施行規則の改正等により、国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣が大学の附置研究所等を共同研究の拠点として認定する制度（共同利用・共同研究拠点）を創設
※学校教育法施行規則第143条の3において、制度的位置付けを明確化
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

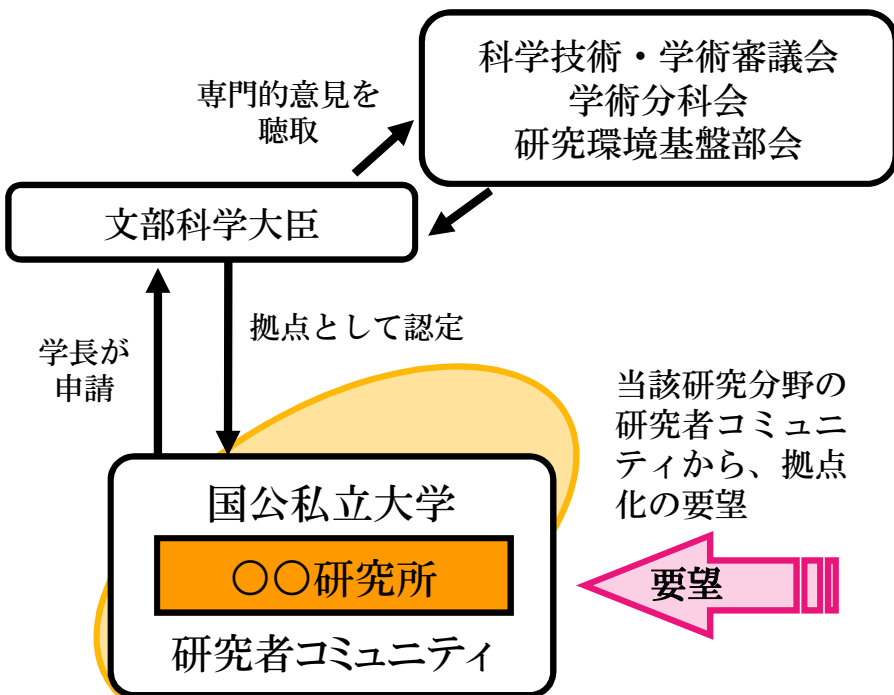
本制度の創設



我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

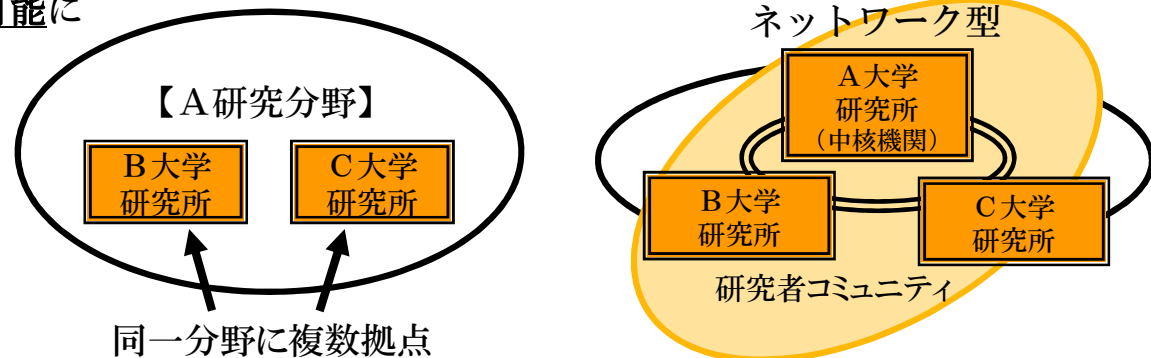
- 共同利用・共同研究拠点に認定された国立大学の研究施設については、教育研究上の基本組織として、国立大学法人中期目標の別表に位置付け

制度の概念



制度の特徴

- 国立大学の全国共同利用型の附置研究所等において行われてきた共同研究のシステムを、公私立大学にも拡大
- 拠点運営の重要事項の諮問機関として、拠点外委員が半数以上で構成される「運営委員会」を設置し、研究者コミュニティの意見を反映
- 従来、全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に
- 従来、全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に



共同利用・共同研究拠点の一覧（平成26年4月1日時点）

国立大学29大学77拠点89研究機関

（国立大学の旧政令研究施設60のうち、51研究施設が拠点）

- 北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 電子科学研究所○
 - 遺伝子病制御研究所
- 東北大学
 - 金属材料研究所
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 多元物質科学研究所○
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 地震研究所
 - 東洋文化研究所附属
 - 東洋学研究情報センター
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データアーカイブ
 - 研究センター
 - 史料編纂所
 - 宇宙線研究所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
- 東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学
 - 資源化学研究所○
 - 応用セラミックス研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 富山大学
 - 和漢医薬学総合研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
- 静岡大学
 - 電子工学研究所
- 名古屋大学
 - 太陽地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 人文科学研究所
 - 再生医科学研究所
 - エネルギー理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - ウイルス研究所
 - 経済研究所
 - 数理解析研究所
 - 原子炉実験所
 - 霊長類研究所
 - 東南アジア研究所

ネットワーク型拠点

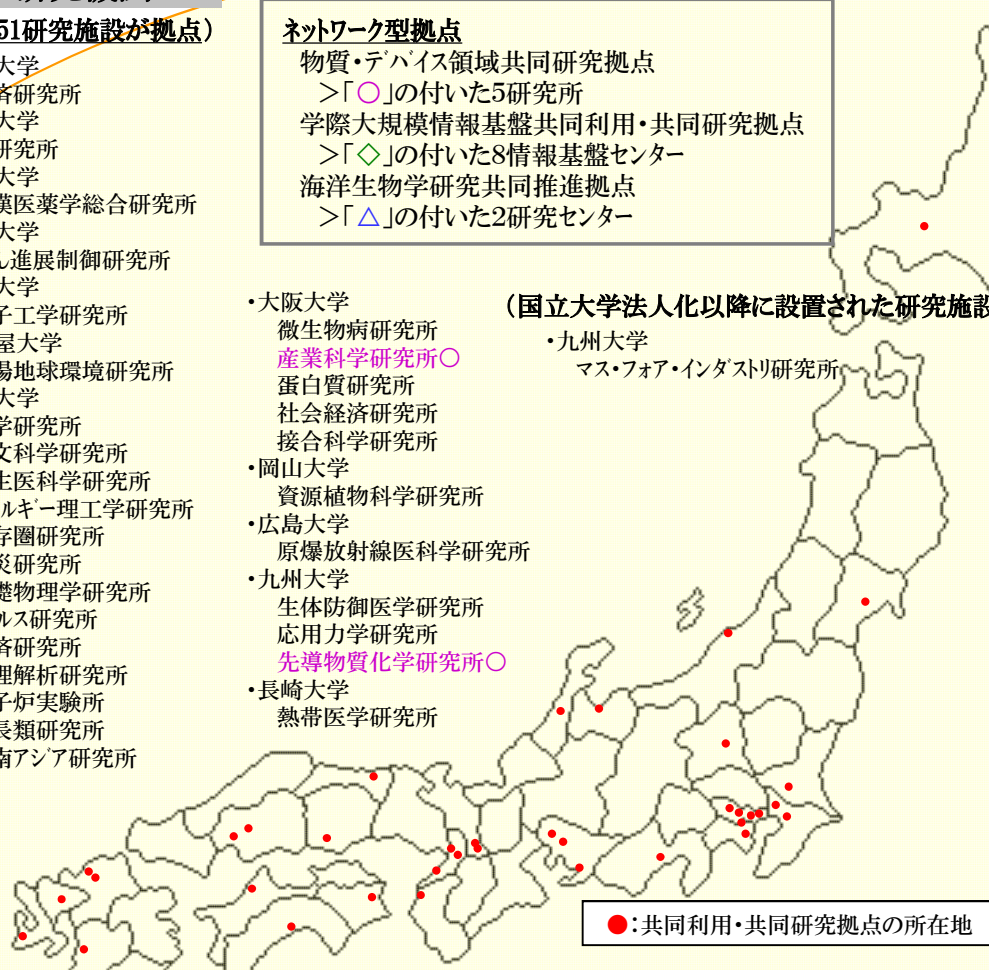
- 物質・デバイス領域共同研究拠点
 - >「○」の付いた5研究所
- 学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点
 - >「◇」の付いた8情報基盤センター
- 海洋生物学研究共同推進拠点
 - >「△」の付いた2研究センター

（国立大学法人化以降に設置された研究施設）

- 大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 産業科学研究所○
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
- 広島大学
 - 原爆放射線医科学研究所
- 九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - 先端物質化学研究所○
- 長崎大学
 - 熱帯医学研究所
- 九州大学
 - マス・フォア・インダストリ研究所

（国立大学の旧省令研究施設362のうち、37研究施設が拠点）

- 北海道大学
 - 触媒化学研究センター
 - スラブ・ユークラシア研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
 - 情報基盤センター◇
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 電子光物理学研究センター
 - サイバーサイエンスセンター◇
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
 - 下田臨海実験センター△
- 千葉大学
 - 環境リモートセンシング研究センター
 - 真菌医学研究センター
- 東京大学
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
 - 海洋基礎生物学
 - 研究推進センター△
 - 情報基盤センター◇
- 東京工業大学
 - 学術国際情報センター◇
- 名古屋大学
 - 地球水循環研究センター
 - 情報基盤センター◇
- 京都大学
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 地域研究総合情報センター
 - 学術情報メディアセンター◇
- 大阪大学
 - 核物理研究センター
 - レーザーエネルギー学研究センター
 - サイバーメディアセンター◇
- 鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 地球物質科学研究センター
- 広島大学
 - 放射光科学研究センター
- 徳島大学
 - 疾患酵素学研究中心
- 愛媛大学
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
- 高知大学
 - 海洋コア総合研究センター
- 九州大学
 - 情報基盤研究開発センター◇
- 佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター



●：共同利用・共同研究拠点の所在地

公立大学2大学2拠点2研究機関

- 大阪市立大学
 - 都市研究プラザ
- 和歌山県立医科大学
 - みらい医療推進センター

私立大学15大学16拠点16研究機関

- 昭和大学
 - 発達障害医療研究センター
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- 東京農業大学
 - 生物資源ゲノム解析センター
- 東京理科大学
 - 総合研究機構火災科学研究センター
- 文化学園大学
 - 文化ファッション研究機構
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学インスティテュート
- 早稲田大学
 - イスラム地域研究機構
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 神奈川大学
 - 日本常民文化研究所
- 愛知大学
 - 三遠南信地域連携研究センター
- 中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 京都造形芸術大学
 - 舞台芸術研究センター
- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - ソシオネットワーク戦略研究機構

46大学95拠点（国立29大学77拠点、公私立17大学18拠点）

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	36	公私立	理・工	4
	医・生	30		医・生	3
	人・社	11		人・社	11
計		77	計		18

学校教育法施行規則における位置付け

学校教育法施行規則(平成20年7月31日 文部科学省令第22号) (抄)

第四百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

(参考)学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(文部科学省告示第133号)を、学校教育法施行規則と同日付で公布・施行。

※第四百四十三条の二には、教育関係共同利用拠点に関する規程が設けられている。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(1/2)

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点(以下「拠点」という。)の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(2/2)

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。

共同利用・共同研究拠点の認定に関する審議体制

科学技術・学術審議会

学術分科会

研究環境基盤部会 (部会長: 濱口道成 (名古屋大学総長))

共同利用・共同研究拠点に関する作業部会 (主査: 稲永忍 (ものづくり大学長))

特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会

(主査: 八田英二 (同志社大学経済学部教授))

理工学系(大型設備利用型)専門委員会

理工学系(共同研究型)専門委員会

医学・生物学系(医学系)専門委員会

医学・生物学系(生物学系)専門委員会

人文社会学系専門委員会

国立大学法人等の運営費交付金(学術研究関係)に関する作業部会

学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会